

参考資料2 指定変更について

1 通学区域外の学校への通学が認められる場合(指定変更)

原則としては、指定された学校(指定校)へ通っていただくが、個々の事情によっては、指定校以外の学校へ通うことが認められる場合があるもの。

札幌市で指定校以外の学校へ通うことを認めている例(一部)

- ・身体障がいや疾患等の身体的理由により、指定校への通学が困難なとき
- ・病院に通院するため、指定校への通学が困難なとき
- ・通常の学級から特別支援学級へ、又は、特別支援学級から通常の学級への転籍を希望するとき
- ・**指定変更区域に居住していて、指定変更が可能と定められている学校への通学を希望するとき**
- ・住所変更が確定していて、変更予定地の学校への通学を希望するとき
- ・保護者が仕事等で家庭不在のため、親族等に預かってもらうとき（小学生のみ）
- ・児童クラブに入会するため、児童クラブの所在地の校区の学校への通学を希望するとき（小学生のみ）
- ・転居先が現在通学している学校の校区に隣接する他の学校の校区（隣接校区）であり、引き続き今までの学校への通学を希望するとき
- ・小学5年生の修了式以降に転居し、引き続き今までの学校への通学を希望するとき
- ・中学入学後に転居し、引き続き今までの学校への通学を希望するとき
- ・教育上特別の理由により、指定校から他の学校に転入学させる必要があると認められるとき
- ・転居のため新たに学校を指定されたが、精神的理由により、今までの学校への通学を希望するとき
- ・兄弟姉妹が指定校の変更を認められ、指定校以外の学校に通学している場合で、その兄弟姉妹の在学中に同じ学校への通学を希望するとき

2 指定変更区域

個々の「地域的」な諸事情により、本来の指定校(A校)のほかに、隣接する学校(B校)に通学先を変更することができる区域として、教育委員会が定め、通学区域の弾力的運用を実施している区域

(地理的事情の例)

- ・指定校(A校)までの通学距離が明らかに遠い
- ・地理的状況等により通学路の安全確保上の課題があるなどの場合において、受入校となる学校(B校)の施設収容に影響がないと見込まれる場合に限り、特例的に設定。

【イメージ】

学校名	通学区域
A 小学校	○○区 南条西 丁目 (番号 号～ 号) 南条西 丁目 (番号～ 号 号～ 号 号～ 号) ※ 上記区域のうち、下記の区域は B 小学校 と選択できる指定変更区域。 南○条西○丁目 (○番○号) 南○条西○丁目 (○番○号)